

## 社会福祉法人幸泉会 役員等報酬規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人幸泉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき役員(理事及び監事)及び評議員及び評議員選任・解任委員及び第三者委員及び運営推進委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### 第2章 報酬等

#### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

#### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

#### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為、出張をしたときは旅費を支給する。

#### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。
- (2) 賞与については、毎年8月及び12月とする。
- (3) 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員に等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

#### (改廃)

第7条 この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規定は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規定は、平成30年2月8日より適用する。

別表 1(常勤役員報酬支給額)

役職名	役員報酬限度額
理事長	月額 1,500,000 円
理事	月額 1,000,000 円

別表 2(常勤役員等の賞与)

8月の賞与	報酬月額×1.0ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1.0ヶ月分

別表 3

(1) 評議員

	日額
評議員会の出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(2) 理事

	日額
理事会の出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(3) 監事

	日額
理事会・評議員会の出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(4) 評議員選任・解任委員会、第三者委員、運営推進会員

	日額
各委員会、会議等の出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円